

Q1. 不足額給付の対象者には通知がありますか。

不足額給付の対象になる方には、原則、令和7年8月下旬以降に給付金額等を記載した書類を送付予定です。

ただし、給付対象者であっても、中津市からのご案内が届かない場合もあります。

対象になると思われる方で、9月中旬になっても書類が届かない場合はWEBページ等に掲載の方法で申請してください。

Q2. 令和7年1月2日以降に中津市へ引っ越ししてきました。中津市から支給されますか。

令和7年1月1日時点で中津市にお住まいの方が中津市での支給対象です。

令和7年1月1日にお住まいの市町村へお問合せください。

ただし、住民登録地と個人住民税課税自治体が異なる場合は、個人住民税課税自治体より支給されます。

Q3. 源泉徴収票に控除外額の記載がありました。給付金は支給されますか。

控除外額は、所得税の定額減税可能額のうち令和6年分の所得税から控除しきれなかった額です。

令和6年推計所得から算定して控除外額が見込まれる方には令和6年中に調整給付を支給しています。

不足額給付は調整給付を支給してもなお、不足が生じている場合等に追加で支給するもので、必ずしも控除外額が不足額給付として支給されるものではありません。

Q4. 給与の源泉徴収票に【源泉徴収時所得税減税控除済額0円、控除外額 30,000 円】と記載がありました。30,000 円給付されますか。

源泉徴収時所得税減税控除済額が0円の場合は、令和6年度個人住民税所得割が課税されていないため、不独学給付Ⅰの対象には含まれず、30,000円は支給されません。

Q5. 令和6年中に扶養していた母親が亡くなりました。母親の分も扶養親族として算定に含めていいのでしょうか。

令和6年中に亡くなられた扶養親族については、令和6年分所得税の算定において、令和6年12月31日時点ではなく、死亡時の現況により扶養親族の判定を行いますので、給付上の判定に含めていただくことができます。

Q6. 令和7年中に子どもが生まれて扶養親族が増えました。不足額給付はもらえますか。

不足額給付の対象にはなりません。

(注意)令和6年中の所得税の計算においては、扶養の状況は令和6年12月31日の状況を参考するため、令和7年中に扶養親族が増えたとしても、不足額給付には影響しません。

Q7. 住宅ローン控除後、定額減税しきれない額が発生しました。不足額給付の対象になりますか。

減税しきれない分が令和6年中の調整給付によって支給されていなければ対象になります。

Q8. 退職により、令和6年中(令和6年1月1日から12月31日の間)の収入が、令和5年中(令和5年1月1日から12月31日の間)の収入と比べて、大きく減った。令和6年度に実施された調整給付の対象ではなかったが、令和7年度に実施される不足額給付は受け取ることができますか。

令和6年度に実施した調整給付の対象にならなかった方でも、令和6年中の収入及び所得税が確定し、定額減税しきれなかった金額がある場合には、不足額給付の対象になります。
なお、住民税分の調整給付金については、令和6年度住民税課税情報により支給済みのため、追加の給付はありません。

Q9. 事業専従者ですが、令和6年分の所得税額、令和6年度個人住民税所得割額が0円です。不足額給付の支給はありますか。

所得税、個人住民税の所得割とともに定額減税前の税額が0円のため、本人としての定額減税が受けられず、かつ、扶養親族等としての定額減税の対象にも税制度上含まれない事業専従者の方については、1人あたり4万円の支給が行われます。

令和6年度に実施した調整給付や令和5、6年度に実施した住民税非課税世帯給付金等を受給している場合は、給付対象となりません。

Q10. 納税義務者が令和7年1月2日以降に死亡した場合、不足額給付金はどうなりますか。

中津市からのお知らせが届く前に亡くなられていれば、不足額給付金を受け取ることができます。

※死亡の届け出時期によっては、お知らせが届く可能性がありますが、受給することはできません。